

よくある質問（追加QAその2）

平成29年8月22日追加分

| 番号 | 項目 | Q | A |
|----|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 省エネルギー対策 | 高効率化等設備を導入するが、どのような場合に補助対象となるか。 | 一定の基準を満たしていない設備を満たした設備に入れ替えて頂いた上で省エネ性に係る評価基準を満たした場合には特定性能向上工事となります。詳しくは別紙4（PDF）をご参照ください。 PDFファイルを開く |
| 2 | 省エネルギー対策 | 既に高効率化等設備が設置されており、これを交換する予定はないが、LDKの開口部をリフォームして改修タイプBを満たすような場合、既存の高効率化等設備である給湯器の性能に基準はあるか。 | 高効率化等設備の交換費用を補助対象としない場合には、評価基準の「早見表における改修メニューの仕様例」を満たしていれば支障ありません。 |
| 3 | 省エネルギー対策 | エコキュートの年間給湯効率について、2011年より古いものはJISの数値がなく性能が向上することを証明できない。古い給湯器の効率を確認する方法はないか。 | 【APFがわかる場合】 日本冷凍空調工業会標準規格JRA4050による年間給湯効率（APF）により確認できます。 ・追焚なし又は給湯単機能のもの JIS C9220の年間給湯効率＝APF-0.5 ・追焚あり JIS C9220の年間給湯効率＝APF-0.7 【APFがわからない場合】 JIS C9220の年間給湯効率、APF共に、製品の仕様書等により確認できない設備については、基準値を満たさないものと判断します。 |
| 4 | 省エネルギー対策 | 給湯機が1住宅に2箇所設置されている場合で、それぞれ潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、ヒートポンプ式給湯器（エコキュート）に交換する場合、両方が補助対象となるか。 | 給湯機の種類を問わず、給湯機は1住宅1箇所のみ対象とします。 ただし補助対象とならない給湯器についても高効率化等設備である必要があります（種類、性能は問いません）。 |
| 5 | 耐震性 | 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法（一般診断法）」の中で用いる劣化度の上限は1.0として良いか。 | 一般診断法における劣化度は、同協会による解説書に記載のあるとおり、補強後の診断では原則として0.9を上限としてください。 また、耐震診断の結果については、評価基準等への適合性を確認する建築士において当然確認すべき内容であるため、劣化度についても当該建築士の責任のもとで設定してください。 |